

# 印西市公民連携によるまちづくり支援業務委託 プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 目的

この要領は、印西市公民連携によるまちづくり支援業務委託（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するための必要な事項を定めることを目的とする。

### (2) 業務名

印西市公民連携によるまちづくり支援業務委託

### (3) 業務内容

別添「印西市公民連携によるまちづくり支援業務委託 要求仕様書」（以下「要求仕様書」という。）のとおり

### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

### (5) 実施場所

印西市内

## 2 委託料上限額

委託料の上限額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む。）は次のとおりとする。

総額
16,016,000 円

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、法人その他の団体（個人での応募は不可）であって、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 印西市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成27年告示第69号）に基づく指名停止措置を、本プロポーザルの公告の日から契約締結までの間、受けていない者であること。
- (3) 本プロポーザルの公告の日において、令和8・9年度印西市競争入札参加資格者名簿に登録されている者。ただし、資格者名簿に掲載されていない者の場合、「6. 参加申請の手続き（1）の提出書類」⑦を追加提出することで参加可能とする。
- (4) 電子交換所による取引停止処分を受けた場合は2年間を経過していない者、本プロポーザルの審査（プレゼンテーション）日前6ヶ月以内に手形・小切手を不渡りし

た者、会社更生法の適用申請をした場合は同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者、民事再生法の適用申請をした場合は同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者のいずれにも該当しない者であること。

- (5) 印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年告示第 95 号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しない者であること。
- (6) 令和 3 年度から令和 7 年度までの間に、他の地方公共団体と同種の支援業務の契約を締結し、履行した実績があること。（履行中も含む）
- (7) 本業務を遂行するための十分な業務遂行能力及び適正な業務執行体制を有すること。

#### 4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。（予定）

	項 目	期 間 等
1	公告の開始、実施要領等の公開	令和 8 年 4 月 20 日（月）
2	質問受付期間	令和 8 年 4 月 20 日（月）～ 4 月 28 日（火）正午締切
3	質問回答確定日	令和 8 年 5 月 12 日（火）
4	参加申請書等受付期間	令和 8 年 4 月 20 日（月）～ 5 月 15 日（金）午後 5 時締切
5	参加資格確認結果通知予定日 （書類による参加資格確認及び一次審査）	令和 8 年 5 月 25 日（月）
6	企画提案書等受付期間	令和 8 年 5 月 25 日（月）～ 6 月 5 日（金）午後 5 時締切
7	二次審査（プレゼンテーション）予定日	令和 8 年 6 月 16 日（火）
8	審査結果通知 予定日	令和 8 年 6 月 23 日（火）
9	契約締結 予定日	令和 8 年 6 月下旬

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は、本市ホームページにおいて告知する。

#### 5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

- (1) 提出書類  
質問書（様式 7）
- (2) 質問受付期間

令和8年4月20日（月）から令和8年4月28日（火）正午までとする。  
締切日まで、何度でも質問できる。

(3) 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールにより提出すること（電話による受領確認必須。受領確認は平日午前8時30分から午後5時15分まで）。

(4) 提出先

「16 担当事務局及び提出先」参照

(5) 質問書の回答

質問に対する回答は、随時ホームページ上にて公開する。なお、回答は令和8年5月12日（火）（予定）に確定する。確定前の回答については、内容を差替える場合があるので、確定後の回答を必ず確認すること。回答内容については、競争条件及び契約内容に含むこととする。なお、質問が無かった場合もその旨を示すので必ず確認すること。

## 6 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式1）押印不要
- ② 誓約書（様式2）
- ③ 企業概要書（様式3）

※会社案内等のパンフレット等があれば添付すること。

国土交通省 PPP パートナーの認定を証する書類の写し（認定を受けている場合）

④ 業務実績表（様式4）

「3 参加資格」の（3）に規定する同種業務の過去5年間（契約日が令和3年度～令和7年度のもの）の履行実績を、県内自治体（千葉県含む）の実績を優先して10件まで記載し、記載した全件について履行を確認できる書類（契約書の表面及び検査証等の写し※）を添付すること。

※契約書の件名で業務内容が確認しがたい場合は、必要に応じて仕様書を添付すること。

⑤ 業務実施体制図（様式5-1、様式5-2）

本業務の取組体制（予定管理技術者、予定照査技術者、予定主任技術者、予定担当者等（以下「担当者等」という。）の配置予定、人数、役割等）を記載すること。記載した担当者等については、原則として業務完了まで変更を認めない。

⑥ 担当者等経歴書（様式6-1、様式6-2、様式6-3）

⑤の担当者等の全てについて記載し、資格を有する場合は、証明する証書の写しを添付すること。また、過去5年間において同種業務に携わった実績がある場合は、県内自治体（千葉県含む）の実績を優先して5件まで記載し、記載した全件について

て確認できる書類（契約書の表面※及びその者が携わったことがわかる業務実施体制図等の写し）を添付すること。なお、技術者等が携わった同種業務の実績については、「④業務実績表」で記載したものと異なっても差し支えない。

※契約書の件名で業務内容が確認しがたい場合は、必要に応じて仕様書等を添付すること。

- ⑦ その他事業者に関する書類
  - ア 履歴事項全部証明書
  - イ 営業沿革書（任意様式）
  - ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）
  - エ 国税の納税証明書

証明書の種類は「その3の3」[法人税と消費税及び地方消費税]

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

- ① 電子メールにより提出すること（電話による受領確認必須。受領確認は平日午前8時30分から午後5時15分まで）。なお、オンラインストレージを利用する場合は、URL等の必要事項を電子メールで送信すること。
- ② 提出書類のファイル形式はPDFとし、提出書類①～⑦でそれぞれ1ファイルとすること。（計7ファイル）。また、ファイル名は次のように設定すること。  
（例）提出書類① 「貴社名称\_①参加申請書.pdf」

※証明書類は、証明年月日が申請書提出時の3カ月以内のもので、それぞれ発行官公署で定めた様式によるものを使用すること。なお、複写機による写しでも差支えない。但し、証明書独自に有効期限があるものについては、この限りではない

(4) 提出先

「16 担当事務局及び提出先」参照

## 7 参加資格確認及び一次審査（書類審査）

提出された参加申請書等により、参加資格確認及び一次審査（書類審査）を行う。なお、参加申請者が4者以上の場合は、原則として一次審査の上位3者を選定する。

(1) 審査方法

一次審査については、担当部署において「別添1 審査基準」に基づき審査する。

(2) 結果通知

審査結果については、令和8年5月25日（月）に、結果にかかわらず、参加申請書記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。なお、選定された者のみ、二次審査の案内を併せて通知する。

(3) その他

審査の経緯や審査内容に関する質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

## 8 企画提案書の提出

参加資格確認及び一次審査により二次審査の参加を認められた者は、本プロポーザルに関する企画提案書等を、次のとおり提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式8）
- ② 企画提案内容（任意様式）

企画提案内容については、以下の項目に留意して作成すること。

- (ア) 提案は原則として一案とするが、部分的に複数案提示することは認める。
  - (イ) 要求仕様書や審査基準（二次審査用）等を踏まえて記載すること。
  - (ウ) 企画提案書の作成は、A4縦版（30ページ以内）（別添資料は含めない）とし、ページ番号を付すること。なお、やむを得ない事由によりA4サイズに収まらない場合、A3サイズを使用することとし、その場合は2ページ換算とすること。
- ③ 業務スケジュール表（任意様式）
  - ④ 見積書（任意様式）

(ア) 「2 委託料上限額」を踏まえ、税込み金額を明示すること。

(イ) 見積書は本業務に要する全ての費用について算出し詳細に記載すること。

### (2) 提出期限

令和8年6月5日（金）午後5時まで

### (3) 提出方法

電子メールにより提出すること（電話による受領確認必須。受領確認は平日午前8時30分から午後5時15分まで）。なお、オンラインストレージを利用する場合は、URL等の必要事項を電子メールで送信すること。

### (4) 提出先

「16 担当事務局及び提出先」参照

### (5) 提出部数等

提出書類①～④をPDF形式で1部ずつ提出すること。（計4ファイル）

## 9 二次審査（プレゼンテーション）

提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

### (1) 日時

令和8年6月16日（水）（予定）

実施時間については、追って通知する。なお、順序は企画提案書提出順とする。

### (2) 場所

印西市役所 別館2階 26会議室（予定）

### (3) 所要時間

- ・準備 5 分
- ・企画提案プレゼンテーション 20 分
- ・企画提案に対するヒアリング 20 分程度

(4) 参加者等

プレゼンテーションを行う者は本業務に直接関わる者及び補助者を含めて 4 名までとする。

(5) プレゼンテーションの方法

パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に本市に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。なお、プレゼンテーションでは、提出済みの企画提案書により実施し、原則、資料の追加や差し替えは認めない。

プレゼンテーションに参加しない場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

## 10 受託候補者の選定方法

印西市公民連携によるまちづくり支援業務委託に関するプロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）による企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

委員会に置いて「別添 1 審査基準」に基づき二次審査の評価を行い、一次審査及び二次審査の合計点で、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、参考見積金額の点を除く、一次審査及び二次審査の点数の合計が、総合計点の 6 割に満たない場合は失格とする。（二次審査参加者が 1 者のみの場合も含む）

(2) 結果通知

結果については、令和 8 年 6 月 23 日（火）（予定）に、結果にかかわらず、参加申請書記載のメールアドレス宛に電子メールにて通知する。

提案者が 1 者の場合

提案者が 1 者の場合でも、原則として二次審査（プレゼンテーション）を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領や要求仕様書等を満たすと判断し、「13 欠格事項」にあたらぬ場合は、その 1 者を受託候補者として選定する。

(3) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、次の順序で上位者を決定する。

- (ア) 二次審査の評価が高い者
- (イ) 同種業務の元請の受注実績の多い者
- (ウ) 見積価格の低い者
- (エ) (ア) (イ) (ウ) のいずれも同点の場合は委員会の合議による

(4) その他

審査の経緯や審査内容に関するの質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

### 1.1 参加の辞退

候補者の決定までは、辞退することができる。(様式9)

### 1.2 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等に記載した内容や、二次審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除や業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。また、委託料上限額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

### 1.3 欠格事項

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (3) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 企画提案書等の内容が要求仕様書等で定める業務や最低基準点を満たさない場合
- (6) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

### 1.4 手続きにおいて使用する言語等

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本円

### 1.5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属するが、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。なお、不開示情報として印西市情報公開条例第7条第3号のア又はイ（会社が保有する技術的提案事項）に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を記載することにより、不開示情報とする（記載例：印

西市情報公開条例第7条第3号イに該当するものとして企画提案書5頁から7頁までの全部)。

- (4) 提出書類の修正及び変更は、提出期間内に限り認める。提出期限後の修正及び変更は一切認めない。
- (5) 審査にかかる電話等による問い合わせには応じない。
- (6) 本要領に定めのない事項及び疑義のある事項については、委員会で協議の上、決定する。

#### 1 6 担当事務局及び提出先

〒270-1396 千葉県印西市大森 2364 番地 2

印西市役所 企画財政部資産経営課 公民連携推進室

担当：平木・河村・大茂

TEL 0476-33-4843 FAX 0476-42-7242

E-mail : shisankeieika@city.inzai.chiba.jp